

令和 8 年千葉市教育委員会会議
第 5 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会会議録

日時 令和 8 年 5 月 22 日 (金)

午後 2 時 00 分開会

午後 2 時 39 分閉会

場所 教育委員会室

出席委員	教 育 長	鶴岡 克彦
	委員	小西 朱見
	委員	大山 尋美
	委員	大濱 洋一
	委員	杉山 浩
	委員	磯邊 聡

出席職員	教 育 次 長	中島 千恵
	教 育 総 務 部 長	西 公厚
	学 校 教 育 部 長	川名 正雄
	学 生 涯 学 習 部 長	大塚 暁
	中 央 図 書 館 長	佐久間 仁央
	総 務 課 長	鴫田 昌奈
	企 画 課 長	千脇 卓也
	教 育 職 員 課 長	久保 哲
	教 育 給 与 課 長	吉野 嘉人
	学 校 施 設 課 長	大久保 智之

学 事 課 長	小林 公人
教育改革推進課主任指導主事	牧 伸裕
教 育 指 導 課 長	川島 政美
教 育 支 援 課 長	高橋 泰雄
保 健 体 育 課 長	熊谷 正明
養護教育センター所長	白井 貴
生涯学習振興課長	西森 照泰
文 化 財 課 長	高橋 清和
総 務 課 総 括 主 幹	佐久間 暁子

書 記	総務課総務班主査	中台陽一郎	総 務 課 主 任 主 事	濱野友理奈
-----	----------	-------	---------------	-------

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より大山委員を指名
- 4 会期の決定
令和8年5月22日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和7年第11回定例会、令和7年第12回定例会及び令和8年第1回定例会の
会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 議案第30号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項 令和8年5月1日現在の児童生徒数について
小林学事課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第25号 千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について
鵜田総務課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第26号 令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
牧教育改革推進課主任指導主事より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第27号 令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
川島教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第28号 令和9年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について
川島教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第29号 令和9年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について
川島教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第30号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について
西森生涯学習振興課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (3) 発言の要旨

報告事項 令和8年5月1日現在の児童生徒数について

鶴岡教育長 報告事項「令和8年5月1日現在の児童生徒数について」、学事課長、説明をお願いします。

小林学事課長 報告事項「令和8年5月1日現在の児童生徒数について」説明します。千葉市立小中学校（中等教育学校前期課程及び夜間中学校を含む）の児童生徒数については、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて、5月1日現在の児童生徒数を各小中学校から報告を受けて集計しています。令和8年度の調査で5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子21,688人、女子20,664人の計42,352人であり、中学校では、男子11,130人、女子10,589人の計21,719人でした。

調査結果については、集計後に、市ホームページにて公表しており、今年度も5月末までに公表する予定です。

参考として、直近5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移と特別支援学級児童生徒数の推移を示しています。

議案書2ページには、学年ごとの集計を載せています。3ページには通常学級、特別支援学級別の人数をそれぞれ表にしています。また、最後の表は割合を示しています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

杉山委員 ご説明ありがとうございます。特別支援学級の生徒が毎年5年間右肩上がりかと思えます。この中で、男女別の内訳は分かりますが、障がいの種別は調査されていますでしょうか。また、増加の要因は調査されていますでしょうか。分かる範囲で結構です。

高橋教育支援課長 種別は答えできるので、後程詳細をお答えします。

杉山委員 なぜご質問したかと申しますと、全国的に特に発達障害のお子さんが増加しているとよく聞いています。東京都は2年前頃から様々な調査を詳細に行っていると聞きました。また浦安市は、来年新たに特別支援学校を設立するに当たり準備をしているようです。また医療的な想定においても、今後発達障害のお子さんが増えていくのではないかと予測しているとお聞きしました。千葉市においても、人数や障がいの種別などは、事前に把握しておいたほうが良いのではないかと思います、今回お聞きしました。

高橋教育支援課長 ご指摘のとおり、特別支援学級、特別支援学校を希望するお子様は年々増加していき、全国的な傾向として把握しています。また政令市においても、新設校の設置を計画しているところもあるので、情報を収集しています。本市では、市立特別支援学校と市立第二特別支援学校について、想定的人数をかなり超えている状況であり、老朽化も伴いますので、施設の拡充も含めて検討しているところです。

杉山委員 よろしくをお願いします。

鶴岡教育長 後程、種別のデータについて、情報提供をお願いします。

磯 邊 委 員 昨年もお聞きしましたが、ここに記載されているのは一条校の子どもたちかと思います。インターナショナルスクールと千葉市在住でありながら、ここに記載されていない子どもたちの把握は、どのようにされていますでしょうか。

小林学事課長 まず一条校の中にも、千葉市内ですと、インターナショナルスクールがありますので、そちらについてはすべて把握しています。

非一条校につきましても、日本国籍の児童については、各学校に必ず籍を置くこととなっています。学校に籍を置いて非一条校に通っている生徒については、各学校が把握しています。教科書を渡す機会もありますので、家庭とは必ず連絡を取るようになっています。

磯 邊 委 員 こちらの記載に、すべて含まれているということでしょうか。

小林学事課長 日本国籍のお子さんについては、この中にすべて含まれています。

磯 邊 委 員 外国籍のお子さんと、外国のインターナショナルスクールに通っている子どもたちは、数に入っていないのでしょうか。

小林学事課長 そちらについては、報告が任意となっていますので、学事課に申請されたものは把握をしていますが、申請の無いものは把握できていないというのが実情です。

磯 邊 委 員 仮に小学校がインターナショナルスクールで、中学校から公立に通いたいとなった場合は、入学できるという理解で良いでしょうか。

小林学事課長 その場合は、柔軟に受け入れるようにと、文部科学省から通知されていますので、各中学校で受入れを行います。

磯 邊 委 員 ありがとうございます。

高橋教育支援課長 先程の特別支援学級の障がい種別データについて、確認ができましたので、よろしいでしょうか。まず知的障がいの分野については、小学校が101、中学校が45の学校に設置しています。自閉症・情緒障がいの学級については、小学校が99、中学校が42になります。続いて病弱については、小学校が1になります。身体虚弱学級については、小学校が5、中学校が2になります。続いて肢体不自由については、小学校が6、中学校は0になります。

鶴岡教育長 小学校は108校分の、中学校は53校分の中での数です。

杉 山 委 員 ありがとうございます。

議案第25号 千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

鶴岡教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第25号「千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について」、総務課長、説明をお願いします。

鴫田総務課長 議案第25号 千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について、説明します。

本議案は教育委員会組織規則第8条第1項第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。議案書は5ページですが、参考資料で説明します。

はじめに、「1 改正の趣旨」ですが、行政手続法の一部改正に準じ、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法を改めるため、改正を行うものです。

次に、「2 改正の概要」ですが、聴聞等の通知に係る公示の方法について、掲示場への掲示からインターネットによる公表に改めます。

最後に、「3 施行期日」ですが、本日議決をいただきましたら、翌開庁日の令和8年5月25日に施行します。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 時代を感じていますが、お聞きしたいのは、インターネットによる公表の場合の期間は、どのくらいを想定されているのかということと、議案書6ページの表で「削る」となっているところは、住所を削るということでしょうか。横棒が良く見えないので、何を削ることになっているのか、説明いただけるとありがたいです。

鴫田総務課長 まず、公示の期間につきましては、法律で2週間という規定がありますので、期間については、現状と変わらないことになります。

もう1点「削る」の部分ですが、左側の現在の様式をご覧くださいますと、「不利益処分の名あて人となるべき者の氏名」という欄と、「不利益処分の名あて人となるべき者の住所」という欄で2段に分かれていたものを、今回1つにまとめるということで「削る」という文字を入れています。今まで氏名と住所を別々の欄に記載してもらう書式であったものを、氏名だけの欄とし、1行削っています。

磯 邊 委 員 住所はもう見せないということでしょうか。

鴫田総務課長 はい、そうなります。

磯 邊 委 員 インターネットで晒されることになるので、名前だけということですね。期間も2週間とのことで、承知しました。ありがとうございます。

鶴岡教育長 法改正に伴っての改正となります。

ご質問もないようですので、議案第25号「千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第26号 令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

鶴岡教育長 議案第26号「令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年

入学者の募集及び選抜の基本方針について」、教育改革推進課主任指導主事、説明をお願いします。

牧教育改革推進課主任指導主事

議案第26号「令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。

まず、「1 募集」についてですが、(1) 応募資格は、ア「令和9年3月に小学校等を卒業見込みの者で、保護者とともに千葉市内に居住し、かつ、入学後も継続して市内に居住する者」もしくは、イ「千葉市立稲毛国際中等教育学校長が志願を承認した者」に該当する者としします。なお、イについては、「千葉市外に住所がある者のうち、出願までに千葉市内に居住場所を保有すること、かつ、3月末日までに保護者とともに千葉市内に住所を移し、その後引き続き千葉市内に保護者とともに居住することが確実な者」となります。(2) 募集定員は、昨年度より「140名(男女別による定員は設けない)」となります。

「2 入学検査料」についてですが、例年と同様2,200円を納入することとしします。

「3 入学検査」についてですが、2回の検査を行い選抜します。なお、選抜の日程については、第3回定例会において議決いただいていますので割愛します。

また、一次検査、二次検査ともに「提出書類」、「検査の内容」、「選抜方法」は昨年度と変更はありません。

このほか、入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「5 その他」に記載のとおり、「令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項」に定めることとしします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 ご説明ありがとうございます。改めて確認ですが、定員は140名で男女別は設けないということで、2年目になると思うのですが、合格者の性差はどのくらいになっているのでしょうか。特に中学生くらいだと、女子の成績が良い印象ですが、その合格者の性差のバランスがどうなっているのかということと、そのことによる教育上の課題があるかないかを教えてもらえるとありがたいです。

牧教育改革推進課主任指導主事

男女の人数ですが、現在、中等教育学校は1年生から5年生までとなっています。6年次については、稲毛高校3年生がおります。その稲毛高校3年生も含めまして、合計で男子が397人、女子が572人となっていますので、おっしゃられたとおり、女子の割合が多くなっています。そのことで何か困っているという細かい情報は入ってこないですが、色々な調査をしている中で、学校とのやりとりに

より、出てきたことをいくつか紹介します。

まず1つは部活動の設置計画です。男子生徒が少ないことから、「男子の部活動を少し精選していかなければならないのか」ということや、女子が増えることで、「女子生徒を含む部活動指導体制も少し変えていかなければならないのか」ということが話題になっています。

女子生徒の更衣室についても、現在少なくて困っているという訳ではないですが、後々このままだと必要になってくるのだろうか、ということが話題になっているようです。

また、保健体育の男女別授業から男女共習へ変更したことも聞いています。なお、宿泊行事等における部屋割の編成の配慮についても、通常は男女フロアを分けて宿泊させますが、それについても、あと1部屋あればという状況にもなり得るので、話題になっていると聞いています。

磯 邊 委 員 ありがとうございます。工夫されているんですね。

鶴岡教育長 まさに印象どおりでしたね。

大 山 委 員 問題のあるところで1つ気になったのが、更衣室の話があったので、トイレの問題についてはいかがでしょうか。通常は同じ大きさでトイレは作られていますが、女子のトイレをもう1つ確保するなどの工夫は考えているのでしょうか。

牧教育改革推進課主任指導主事 直接、今の件での影響は確認できないのですが、来年度は、今の高校3年生に相当する200名が抜けて、入学してくるのが140名なので、男女差はそこまで変わらないですが、合計では人数は落ち着いてくると思います。この後も160名募集が140名になりますので、年々相対的には少なくなると考えます。現段階で不足して困ってはいないので、引き続き本件も含めて、色々検討しながら、場合によっては急遽何か策を立てなければいけないとなれば、またそこで対応できればと考えています。

大 山 委 員 ありがとうございます。

杉 山 委 員 男女別に定員を設けないと書いてあるので、男女別を設けることも出来るのでしょうか。

牧教育改革推進課主任指導主事 男女の比率を考慮して募集している学校があると聞いたことがあります。

杉 山 委 員 出来る可能性はあるということでしょうか。

牧教育改革推進課主任指導主事 今の所、そのような検討はしておりません。

杉 山 委 員 分かりました。ありがとうございます。

鶴岡教育長 私の認識ですと、以前は男女の定数を設けていたのを撤廃したので、その言い方になったと思うのですが、いかがでしょうか。

川名学校教育部長 当時、稲毛附属中学校を担当した時期がありますが、その時は半数ずつ定員を設けていました。それが諸般の事情の中で男女別は設けな

いとなりました。おっしゃっていただいた件については、考えない訳ではないのですが、一旦撤廃をしたので効果について検証していきたいと考えています。

杉山委員 いくつかはあり得るかもしれないですね。あまりに偏ってきてしまった場合など。

川名学校教育部長 そうですね、考えることが必要になる場合もあるかもしれません。

鶴岡教育長 ご質問もないようですので、議案第26号「令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第27号 令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

鶴岡教育長 議案第27号「令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

川島教育指導課長 議案第27号「令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」説明します。

今回ご審議いただく議案は、令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものであります。

採択の対象となる教科用図書ですが、1の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」（令和9年度使用）であります。

「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度、採択していただいているものです。特別支援学校・特別支援学級におきましても、「検定済教科用図書又は文部科学省著作の教科用図書を使用する」ことを原則としていますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが、学校教育法附則第9条第1項です。

次に、「2 採択期間」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、「使用年度の前年度の8月31日までに行われなければならない」と示されていますので、この期日となっています。

次に、「3 採択方法」は、次の手順を経て行われます。

まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。

次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、7月31日に、それぞれ令和9年度使用教科用図書として、教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長、教頭、または教員のうちから教育委員会が委嘱します。十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱することとなっており、特別支援教育関係図書の調査・研究は4名で進めて参ります。

次に、「4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項」ですが、令和9年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知、選定資料及び選定資料作成の基本的観点をもとに、千葉市の子どもたち及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択に関わる資料につきましては、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に、公開したいと考えています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 ご説明ありがとうございました。特別支援学校及び特別支援学級の教科書の話だったと思いますが、特別支援に関しては、毎年教科書の選定が行われ、小中学校の教科書は4年に1度の選定ということで、毎年教科書が変わることで教育現場が混乱しないだろうかと思いましたが。毎年選定をする理由について、説明いただけるとありがたいです。

川島教育指導課長 毎年選定を行う理由の1つとしては、教育課程を踏まえて、児童生徒の実態に対応するということが大きいと思われます。特に一般図書に関しては、今年度で言いますと140を超える数になっていて、内容が古くなっているもの、あるいは絶版になるものもありますので、教科書の入れ替え等も加味しながら選定をしていくこととなります。

磯 邊 委 員 分かりました。実際はさほど混乱は起こらないということでしょうか。

川島教育指導課長 現場から特に混乱が生じているという声はありません。

磯 邊 委 員 分かりました。ありがとうございます。

大 山 委 員 今のご質問の一例ですが、去年は自転車にヘルメットを被った写真に変更になっていたので、そのような細かいところまで見ていらっしゃるのかと思います。

川島教育指導課長 一般図書については、140を超えるという状況の中で、委員のご指摘のとおり、だんだんと時代にそぐわないものが出てきたり、数字が変わって来たりしているものがあります。先ほど選定委員を4名とお話ししましたが、昨年度までは3名でした。これを4名に増やして対応していきたいと考えています。

鶴岡教育長 ご質問もないようですので、議案第27号「令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第28号 令和9年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

議案第29号 令和9年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について

鶴岡教育長 次の議案第28号「令和9年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」及び議案第29号「令和9年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について」は、関連があるため一括で教育指導課長、説明をお願いします。

川島教育指導課長 議案第28号「令和9年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」及び議案第29号「令和9年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について」一括して説明します。議案第27号の義務教育諸学校と異なる部分を中心に説明します。

今回ご審議いただく議案は、議案第27号と同様に、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものであります。

高等学校の教科用図書について、本市では、市立千葉高等学校、市立高等特別支援学校、市立特別支援学校高等部がこれにあたります。

「千葉市立高等学校管理規則第19条」に、「教科用図書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定を踏まえ、教育委員会が採択するものとする」とされています。

また、議案第29号の「令和9年度使用千葉市立中等教育学校（後期課程）の採択方針」についても、「令和9年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針」と同様であります。

「3 採択方法」についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編修趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。

これらの手続きを経た選定に基づき、教育委員会が令和9年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、「4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項」についてですが、令和9年度に高等学校及び中等教育学校（後期課程）において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案して採択を行うことになります。

ここで、本年の教科用図書展示会についてお知らせします。本年も例年同様に、次年度使用教科用図書の展示会を千葉市文化センターに

において、6月30日（火）から7月13日（月）まで開催する予定です。開催期間中にご来場していただけたら幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

ご質問もないようですので、各議案ごとに裁決します。

まず、議案第28号「令和9年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第29号「令和9年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。

委員の皆さん、ここまでで「その他」として、ご意見・ご質問等何かありますか。

次に議案第30号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

（傍聴人退出）

議案第30号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

鶴岡教育長 審議を再開します。

議案第30号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

西森生涯学習振興課長 議案第30号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」説明します。

休止中の轟公民館の供用を再開するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることにについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。議案書は（2）1ページですが、参考資料で説明します。

はじめに、「1 改正の趣旨」及び「2 改正の概要」ですが、空調改修工事に伴い、令和8年2月1日から休止している千葉市轟公民館について、工事完了に伴い供用を再開するため、附則第3項を削るものです。「3 施行期日」ですが、令和8年9月1日とします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 公民館は避難場所にもなると思うと、空調設備を更新するのはとても大事だと思いますが、現在休止しているところや、今後の予定はありますでしょうか。

西森生涯学習振興課長 まず、避難所については、改修工事により使えなくなるということで、関係する防災部門に情報提供をしています。

施設ごとに避難所運営委員会がありますが、そことも調整をしてもらい、有事の際にどうするかについては調整をしてもらっています。

現在すでに新宿公民館が休止していて、今後も空調改修工事で宮崎公民館や小中台公民館の改修を予定していますので、順次同じように進めていきたいと考えています。

磯 邊 委 員 ありがとうございます。この夏は暑いと言われているので、心配です。

鶴岡教育長 ご質問もないようですので、議案第30号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

9 その他

第6回定例会は、6月30日 火曜日 午後2時からとした。

10 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言